

日刊 人事通信

発行所 東京市京橋區北橋町一〇番
日刊 人事通信社
振替東京 一六三三番
電話東京 六七一七、二六五六

争議團員六名

哲南莊にすがる

幹部の行動に憤慨して 昨日組合を脱退

職に就いて悪辣極まる小泉某の不徳行爲は、わが社の報復に依つて始めて公に立証せられた、これまでも眞面目に組合の規約を遵守し、盲従して不純なる争議に参加した多くの、善良なる職工達が、怒りを感じるは當然であらう、十年に人生最大の苦痛を嘗めしむるのことは、これが深く深い罪悪はなく、これほど悲慘な事はないのである、九日脱退した組合員監視の眼を潜つて、脱々出京し、哲南莊主人に廻りつた六名の純朴にして善良なる職員があつた、彼等が口角泡を飛ばして所謂争議團幹部といふを罵つたのも無理はない、以下は、脱ち六名の職員が語つたほんの一部分である。

疑雲さらに深し

小泉某等の怪行動

脱退組口を揃へて罵る

組合費といひ、争議費といふも、職員の爲め出掛けたわが組合の幹部三が、同地の岩崎商店より、黄白三千圓をせしめ、皆吾々何千の職工が膏血を絞つた蓄積であつた。

一般の組合員には知らせないといふほど悪辣なる手段方法を講じてゐたのである、今回の争議もきやつらが私利私慾の爲めおつぱじめたのに違ひない、きやつらが脱退遊びをするために吾々は膏血を絞り取られ、心配と不安さに日夜準備し、妻子をも苦しめてゐたんだ、吾々は同僚がいかなるたくらみをしやうと構はぬ、二度と再び組合には歸らぬ決心である。

組合の基礎 薄弱

第一回公判の詳報

【松戸電話】 既報松戸區裁判所に於て開廷された野田購買利用組合差し押へ事件の公判は夕刻その第一回を終了したが原告側は代理律師土屋貫一、和田金蔵、西田秀雄三氏の外傍聴として大和民衆會、哲南莊同人、江東唯一の大衆分士一家その他盟友團、領袖等多数押かけ、事件の成行につき異常の注意を喚起した。